

男女共同参画推進の実施状況(概要)

I 新かすがい男女共同参画プランの実施状況(概要)

目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因は、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わってきてはいますが、根強く残っているのが現状です。

男性も女性もお互いを尊重し合いながらのびのびといきることができる男女共同参画社会を形成するため、ジェンダー（社会的性別）に敏感な感受性を育て、その視点から生活のあらゆる場面を見直していく必要があります。

課題 1 男女共同参画に関する意識の普及と定着

1- ① 市民・事業者などに向けた広報・啓発（広報広聴課、男女共同参画課）（P. 5）

- ・男女共同参画情報紙「はるか」の発行（男女共同参画課）
A 4 版 4 ページ 2 色刷り 年 2 回発行 各 13,500 部
配布先：市内公共施設（30 ヶ所）、商工会議所、市内農協他
全町内会において回覧
※ 平成 27 年度から小児科へも配布

1- ③ 市民活動団体との協働による意識啓発事業の展開（男女共同参画課）（P. 5）

- ・男女共同参画市民フォーラムの開催
第 14 回かすがい男女共同参画市民フォーラム
実施日 平成 28 年 1 月 31 日（日）
テーマ 「あなたが輝く未来～自分らしく生きる～」
参加者 330 名

課題 2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

6- ② 男女共同参画セミナーの開催（男女共同参画課）（P. 18）

- ・ 5 講座 5 回 146 名

7- ③ 職員への研修の充実

（人事課、男女共同参画課、東部市民センター、各公民館、ふれあいセンター）（P. 19）

- ・ 新任課長補佐職・新任主査職、3 級職員、新規採用職員
- ・ 6 部研修（職場内研修）の実施

課題3 メディアにおける男女の人権の尊重

8- ① メディアリテラシー向上への啓発・研修（男女共同参画課）（P. 20）

スマホの知識や理解を深め、安全・安心な利用を図るために保護者を対象としたスマホ講座を開催した。

目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

政策・方針決定過程に女性が参画し、その意見を反映させることは、さまざまな視点や価値観をその施策や組織運営に取り入れることができ、互いの人権を尊重し男女が共同参画できる社会システムづくりにつながります。しかし、意思決定過程に参画している女性の割合は低いのが現状です。

女性も社会の担い手として自立した個人としての意識を持ち、その能力をより高めることが必要です。そしてさまざまな活動における意思決定の場や政策・方針決定の場に参画し、その力を十分発揮していくことが大切です。

このため、女性の学習機会やリーダー育成の取り組みをさらに充実していくとともに、さまざまな分野で活躍する女性のネットワークづくりなどを支援していきます。

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

10- ① 審議会への女性委員登用推進（男女共同参画課）（P. 22）

- ・各種審議会等における女性の登用状況（H28. 4. 1 現在）

法令・条例に基づく審議会等の数	28
女性委員ゼロ審議会等の数	2
総委員数(人)	374
女性委員数(人)	98
女性登用率 (%)	26.2

- ・「女性委員登用促進要綱」に基づく、審議会等への委員の事前協議
事前協議件数 21件（平成27年度）

12-① 女性職員の管理職への登用促進（人事課）（P. 23）

女性職員の管理職への登用を促進し、平成27年度女性管理職10名4.6%から平成28年度は、14名6.3%に増加。

課題2 就業における男女共同参画の促進

- 17- ① 就職支援や職業訓練のための情報提供（男女共同参画課、経済振興課）（P. 31）
3講座 18回 67名（延べ448名）（男女共同参画課）

課題3 地域における男女共同参画の促進

18- ⑥ ボランティア・NPOへの支援

（市民活動支援センター、地域福祉課（社会福祉協議会））（P. 34～P. 35）

- ・多様なボランティア活動に取り組みやすい環境をつくるため「相談」「作業」「情報」「育成」「交流」という5つの機能をもって市民活動を支援
利用者数 51,243名（市民活動支援センター）
- ・ボランティアセンター登録者数（社会福祉協議会）
登録団体 158団体 2,510名（女性2,002名、男性508名）
個人会員 136名（女性108名、男性28名）

課題4 さまざまな困難を抱える男女への支援

20- ② 障がい者生活支援相談の充実（障がい福祉課）（P. 42）

- ・障がい者生活支援センター（5カ所） 延べ相談者数 9,435名
- ・地域自立支援協議会の開催（3回）

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた環境づくり

価値観の変化により、男女のライフスタイルも多様化し、家庭生活においても、これまでの役割分担意識にとらわれず男女が対等なパートナーとして互いを尊重し合い、協力していくことが必要となっています。

このため、男女が共に家庭責任と職業上の責任をバランスよく担えるよう、企業におけるワーク・ライフ・バランス体制の促進も求められています。

育児・介護においても負担が女性に偏らないよう市の支援施策の充実はもちろんのこと、社会全体で支える環境づくりを進めることが必要です。

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

24- ② ファミリー・フレンドリー企業の紹介（男女共同参画課、経済振興課）（P. 48）

- ・市ホームページから関係機関のページへリンクした。
- ・ファミリー・フレンドリー企業登録社数 21 社

課題2 家庭生活・地域生活における男性の参画推進

25- ① 男性応援講座の開催

（男女共同参画課、東部市民センター、各公民館、ふれあいセンター、地域福祉課、子ども政策課、子育て子育て総合支援館）（P. 49～P. 53）

- ・家事・育児など男性の家庭生活への参加を促進する講座や男女がともに参加できる生活に密着した講座を開催

課題3 子どもを育てる社会環境の整備

27- ② 子育て支援施設の充実（子ども政策課、保育課）（P. 55）

- ・「はぐみんカード」「赤ちゃんほっとスペース」の利用促進
- ・一時保育の実施（6園） 延べ利用児童数 8,059名
- ・延長保育の実施（16園） 延べ利用児童数 4,445名
- ・特定保育の実施（1園） 延べ利用児童数 105名
- ・病後児保育の実施（3施設） 延べ利用児童数 838名

28- ① 育児相談の充実（子ども政策課、子育て子育て総合支援館、保育課）（P. 62～P. 63）

- ・児童センター
火～日曜日、午前9時30分～午後4時 延べ57件
- ・春日井っ子みらいネット 延べ6件
- ・子育て子育て総合支援館 育児相談（電話・面接）
火～日曜日、午前9時～午後7時 123件（電話70件、面接53件）
- ・公私立保育園全園
月～金曜日、午前9時30分～午後4時 217件（電話21件、面接196件）
- ・子育て支援センター（2カ所）
月～金曜日、午前9時～午後4時 274件（電話84件、面接190件）

課題4 介護を支える社会環境の整備

29-③ 地域支援体制の充実（地域福祉課、介護・高齢福祉課）（P. 67）

・地域密着型サービス事業所指定状況（平成28年4月1日現在）	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所
夜間対応型訪問介護	1事業所
認知症対応型通所介護	8事業所
小規模多機能型居宅介護	6事業所
認知症対応型共同生活介護	16事業所
地域密着型介護老人福祉施設	6事業所
地域密着型通所介護	59事業所

目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

男性も女性も、それぞれの身体について十分理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、自立して健康に生きていくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことです。

性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女共に正確な知識を持つとともに、自分自身を大切に、相手の心身の健康についても配慮できることが重要で、学校などにおける適切な性に関する教育が必要です。

また、男女がともに生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人ひとりが自分らしく生きるうえで大切なことです。

課題1 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり

32-① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知（男女共同参画課、学校教育課）（P. 69）

リプロダクティブ・ヘルス／ライツを周知するための講座を開催した。

（男女共同参画課）

課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

33-② 心身の健康づくり事業の推進（スポーツ課、健康増進課）（P. 71～P. 74）

・誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、体の健康増進を図った。（スポーツ課）

・ライフステージに応じた健康保持などに役立つ知識の普及と健康づくり、意識の高揚を図る講座等を開催した。（健康増進課）

目標V あらゆる暴力を根絶する社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

その被害者の多くが女性であることは女性への差別意識が存在することを意味しており、男女の対等な関係づくりが基盤である男女共同参画社会の形成の大きな阻害要因となっているため、家庭、地域、学校などあらゆる分野で、女性に対する暴力の予防と根絶の取組を強化する必要があります。

課題1 男女間に対するあらゆる暴力の根絶

課題2 DVのある家庭に育つ子どもへの支援

※春日井市DV対策基本計画（第2次）実施状況報告書 参照

II 春日井市DV対策基本計画（第2次）の実施状況（概要）

基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、基本的人権の意識を高揚し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。

殴る、蹴るなどの「身体的暴力」は、DVとして認識度は高いものの、精神的、性的、経済的暴力行為は、認識度が低いことからDVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く見られます。また、若い世代の男女間でも「デートDV」といわれる問題がおきています。

DV被害者の早期発見や支援につなげるためにも、DVに対する正しい知識とその危険性について、適切な情報提供や更なる啓発を行っていく必要があります。

(1) 市民への広報・啓発の充実

① 広報、ホームページ等を利用した更なる啓発（男女共同参画課）（P. 4）

- ・ DV防止啓発カード、パンフレットの配布
配布先：市内公共施設、銀行、市内医療機関、大学、高校他

(2) 若年層への教育・啓発の充実

② 若年層へのデートDV防止啓発事業の推進（男女共同参画課）（P. 5～P. 6）

- ・ デートDVセミナーの開催 4回1,056名
- ・ デートDV防止に関するパンフレットの配布
市内高校へ8,240部、市内中学校へ各30部

基本目標2 相談体制の充実

DV相談窓口を設置し専門の相談員による電話、面接相談のほか24時間いつでも相談できるオンライン相談を行っています。また、女性が抱える様々な悩みについては「女性の悩み相談」及び「女性のための法律相談」を行っています。

相談内容が複雑化、多様化していることから相談体制を更に充実させる必要があり、誰もが安心して相談が受けられるよう、より多くの機関・団体等との連携が不可欠となります。

(1) 安心して相談できる体制づくり

②電話、面接、オンライン相談の充実（男女共同参画課）（P. 6）

- ・DV相談実施 842件（内オンライン相談11件）
（電話・面接） 火～日曜日 9時～12時 13時～17時
（オンラインDVほっと相談）
インターネットの掲示板を利用した24時間相談
- ・女性の悩み相談 353件（内DV 3件）
（面接・電話） 火～金曜日 13時～16時30分
- ・女性のための法律相談 105件（内DV 3件）
（面接） 第1～4土曜日 10時～正午

(2) 相談員の資質向上

①相談担当者への支援の充実（男女共同参画課）（P. 7）

- ・相談員連絡会議の実施 2回
- ・スーパービジョンの実施 1回

(3) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実

②外国人の相談（男女共同参画課）（P. 8）

- ・外国語によるDV防止啓発パンフレットの窓口配布

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

緊急性が高い被害者の保護にあたっては、被害者が安心して安全に保護が受けられるよう、関係各課や愛知県女性相談センター、警察などと連携を図っています。なお、被害者の状況や同伴する家族の有無などを考慮し、一人ひとりに応じた保護を迅速で安全に行うことが必要です。

被害者の情報については、加害者に漏洩することのないよう関係各課により被害者情報の保護・管理を徹底し、被害者の安全を確保します。

(1) 被害者情報の保護

①住民基本台帳事務に係る支援措置の実施（男女共同参画課、市民課、関係各課）（P. 8～P. 9）

- ・支援措置申出者の情報提供

(2) 保護体制の充実

①警察等関係機関との連携（男女共同参画課）（P. 10）

- ・DV対策関係機関連絡会議の開催により関係機関と連携

基本目標4 被害者の自立支援の充実

被害者の自立に向けた支援は、行政の各分野にまたがるため、各制度の施策が円滑に適用されるよう関係部署との連携を更に強化するとともに、適切に対応ができるよう制度の周知と活用を図ることが重要です。

DVがある家庭に育った子どもや、高齢者、障がい者、外国人に対しても状況に応じた支援ができるよう、福祉施策を活用し、被害者に寄り添った心理的な問題解決に向け、継続的なサポートをします。

(1) 生活再建への支援

②経済的な支援（男女共同参画課、生活支援課、保険医療年金課、子ども政策課、学校教育課）（P. 11～P. 12）

- ・母子生活支援施設への母子保護
- ・国民健康保険、母子・父子家庭医療費受給等に関する相談
- ・生活保護費、就学援助費、児童扶養手当などの経済的援助

(2) 精神的な支援

①医療機関等の情報提供（男女共同参画課、健康増進課）（P. 14）

- ・メンタルヘルス相談の実施

(3) 子どもへの支援

②子どもの心理的ケア

（男女共同参画課、子ども政策課、保育課学校教育課、）（P. 15～P. 16）

- ・春日井市子ども若者対策地域協議会、要保護児童対策部会実務者会議にて情報の共有を図った。
- ・DV対策関係機関連絡会議等で情報の共有に努めた。

(4) 高齢者、障がい者、外国人への支援

①高齢者、障がい者への支援（男女共同参画課、地域福祉課、障がい福祉課）（P. 16）

- ・関係部署、機関等と連携
- ・高齢者への支援として、養護老人ホームへの入所措置、特別養護老人ホーム等への入所措置、緊急対応ショートステイの利用、個別ケースへの相談対応などを行った。

基本目標5 推進体制の充実

被害者支援の情報や認識を共有するため、「春日井市DV対策連絡会議」、「春日井市DV対策関係機関連絡会議」を設置し、被害者支援にあたっています。

また、職員一人ひとりにおいては、被害者の置かれた立場に配慮し、安全の確保と秘密の保持に十分配慮できるよう、研修を進めていく必要があります。

必要な行政サービスが迅速に支障なく提供できるよう、被害者支援対応マニュアルを周知するとともに、関係機関・民間団体等による協力及び連携体制を強化します。

(1) 職員等に対する研修の充実

①DVに対する正しい理解のための研修の実施（人事課、男女共同参画課）（P. 17）

- ・ 3級職員前期研修
- ・ 新規採用職員後期研修
- ・ DV実務者研修 1回
- ・ その他参加した研修等 4回

(2) 苦情に対する適切な対応

①苦情への適切な対応と情報共有（男女共同参画課）（P. 17）

(3) 庁内の連携体制の強化

①関係各課との連携（男女共同参画課、関係各課）（P. 17）

- ・ DV対策連絡会議の実施

(4) 関係機関・民間団体等との協力・連携

①関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化（男女共同参画課）（P. 19）

- ・ DV対策関係機関連絡会議の実施
- ・ DV被害者支援者養成講座を実施
1講座 8回 38名（延べ230名）

数値目標一覧表

※ 目標年度は平成33年度

目標	項目名	目標値		
		プラン策定時 (平成23年度)	現状値 (平成27年4月1日現在)	目標値 (平成33年度)
目標Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	7.6% (市民意識調査2010)	—	20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	4.6% (市民意識調査2010)	—	20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	49.0% (市民意識調査2010)	—	70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	13.0% (市民意識調査2010)	—	20.0%
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	57.8% (市民意識調査2010)	—	70.0%
目標Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率	22.1%	26.2%	30.0%
	女性委員のいない審議会等の数	3	2	0
	市の管理職に占める女性の割合（一般行政職）	4.1%	4.6%	10.0%
	町内会・自治会長の女性の割合	9.0%	12.7%	15.0%
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	89.8% (市民意識調査2010)	—	95.0%
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	19.4% (市民意識調査2010)	—	30.0%
	安全・安心まちづくりボニターの男女比率	女性比率 26.8%	女性比率 27.4%	男女比率の均衡
	小中学校のPTA会長の女性の割合	14.8%	20.7%	20.0%
	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	35.4% (市民意識調査2010)	—	40.0%
目標Ⅲ	ファミリーフレンドリー企業に登録している市内事業所数	14社	21社	30社
	市男性職員の育児休暇取得率	3.7%	4.2%	13.0%
	何らかの地域活動に参加したことがある男性の割合	56.5% (市民意識調査2010)	—	65.0%
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	【家事】 12.3% 【育児】 37.6% 【介護】 26.4% (市民意識調査2010)	—	【家事】 20.0% 【育児】 50.0% 【介護】 35.0%
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	32.9% (市民意識調査2010)	—	40.0%
	小学校区における放課後児童クラブ設置率（子どもの家および民間児童クラブ）	84.6%	89.2%	95.0%
目標Ⅳ	乳がん、子宮がんの検診受診率	【乳がん】 27.1% 【子宮がん】 27.2%	【乳がん】 24.7% 【子宮がん】 42.8% (26年度末)	【乳がん】 50.0% 【子宮がん】 50.0%
	特定健診の受診率（国民健康保険被保険者）	34.6%	34.9% (26年度法定報告)	65.0%以上
目標Ⅴ	最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことがある女性の割合	21.9% (市民意識調査2010)	—	10.0%
	DV相談窓口を知っている一般市民の割合	25.7% (市民意識調査2010)	37.0% (26年度市民意識調査)	40.0%